を除く。）」を「限る。）　次に掲げる書類」に改め、同項第三号中「事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号に規定する」を削り、「第四十一条第二項」を「第四十一条第一項」に、「及び第一号に規定するアナログ電話用設備を除く。）」を「に限り、二線式アナログ電話用設備を除く。）　次に掲げる書類」に改め、同項第四号中「ＰＨＳ用設備」の下に「（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。）　次に掲げる書類」を加え、同項第五号中「電気通信番号規則」を「法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則」に、「限る。）」を「限る。）　次に掲げる書類」に改め、同項第六号中「第四十一条第一項の」を「第四十一条第一項に規定する」に、「電気通信回線設備」を「電気通信回線設備　次に掲げる書類」に改め、同項第七号中「電気通信回線設備　次に掲げる書類」を「電気通信回線設備　次に掲げる書類」に改め、同項に次の六号を加える。

九　法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備　次に掲げる書類

イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びヰに掲げるものを除く。）

ロ　前号ロからホまでに掲げる書類

ハ　その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料

十　法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）　次に掲げる書類

イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びヰに掲げるものを除く。）

ロ　第二号ロからニまでに掲げる書類

ハ　第八号ロからホまでに掲げる書類

ニ　その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料

十一　法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、アナログ電話用設備（二線式アナログ電話用設備を除く。）　次に掲げる書類

イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ、ラ及びヰに掲げるものを除く。）

ロ　第八号ロからホまでに掲げる書類

ハ　その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料

十二　法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備又はＰＨＳ用設備　次に掲げる書類

イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びヰに掲げるものを除く。）

ロ　第四号ロに掲げる書類

ハ　第八号ロからホまでに掲げる書類

ニ　その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料

十三　法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）　次に掲げる書類

イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ト、リ、ル、ソ、ム及びヰに掲げるものを除く。）

ロ　第五号ロに掲げる書類

ハ　第八号ロ、ニ及びホに掲げる書類

ニ　その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料

十四　法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、前各号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信設備　次に掲げる書類

イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ト、リ、ル、ソ、ラ、ム及びヰに掲げるものを除く。）

ロ　第六号ロに掲げる書類

ハ　第八号ロ、ニ及びホに掲げる書類

ニ　その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料

第二十七条の五第二項中「同条第四項」の下に「及び第五項」を加える。

第二十八条第二項中「第四十四条第二項」を「第四十四条第三項」に改める。

第二十九条第一項を次のように改める。

法第四十四条第二項の総務省令で定める管理規程の内容は、次のとおりとする。

一　電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方針に関する事項

イ　組織の全体的かつ部門横断的な事業用電気通信設備の管理の方針に関すること。

ロ　関係法令、管理規程その他の規定の遵守に関すること。

ハ　通信需要、相互接続等を考慮した事業用電気通信設備の管理の方針に関すること。

ニ　災害を考慮した事業用電気通信設備の管理の方針に関すること。

ホ　情報セキュリティの確保のための方針に関すること。

二　電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の体制に関する事項

イ　経営の責任者の職務に関すること。

ロ　電気通信設備統括管理者の職務に関すること。

ハ　電気通信主任技術者の職務及び代行に関すること。

ニ　各部門の責任者の職務に関すること。

ホ　各従事者の職務に関すること。

ヘ　組織内の連携体制の確保に関すること。

ト　組織外の関係者との連携及び責任分担に関すること。

三　電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方法に関する事項

イ　基本的な取組に関すること。

ロ　事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に従事する者に対する教育及び訓練等の実施に関すること。

ハ　事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に関すること。

ニ　通信量の変動を踏まえた適切な設備容量の確保に関すること。

ホ　情報セキュリティ対策に関すること。

ヘ　ソフトウェアの信頼性の確保に関すること。

ト　重要通信の確保及びふくそう対策に関すること。

チ　緊急通報の確保に関すること。

リ　防犯対策に関すること。

ヌ　イからリまでに掲げる事項に関する取組の実施状況等現状の調査、分析及び改善に関すること。

ル　ふくそう、事故、災害その他非常の場合の報告、記録、措置及び周知に関すること。

ヲ　利用者の利益の保護の観点から行う利用者に対する情報提供に関すること。

ワ　事故の再発防止のための対策に関すること。

四　電気通信設備統括管理者の選任及び解任に関する事項

五　当該管理規程の見直しに関すること。

六　その他事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に関し、電気通信役務の確実かつ安定的な提供の確保のために必要な事項

第二十九条の次に次の二条を加える。

（電気通信設備統括管理者の要件等）

第二十九条の二　法第四十四条の三第一項の総務省令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、法第四十四条の五の命令により解任された日から二年を経過しない者でないこととする。

一　電気通信事業の用に供する電気通信設備の管理に関する業務のうち、次のいずれかに該当するものに通算して三年以上従事した経験を有すること。

イ　電気通信設備の設計、工事、維持又は運用に関する業務

ロ　イに掲げる業務を監督する業務

二　前号に掲げる要件と同等以上の能力を有すると認められること。

2　電気通信事業者は、法第四十四条第二項第一号から第三号までに掲げる事項に関する業務を開始する前に、電気通信設備統括管理者を選任しなければならない。